

定 款

昭和 6 1 年 4 月 1 日	一部改正
平成 2 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 3 年 6 月 2 7 日	一部改正
平成 4 年 7 月 1 日	一部改正
平成 5 年 6 月 2 8 日	一部改正
平成 6 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 7 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 1 4 年 6 月 2 7 日	一部改正
平成 1 5 年 6 月 2 7 日	一部改正
平成 1 6 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 1 7 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 1 8 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 2 1 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 2 2 年 2 月 4 日	一部改正
平成 2 2 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 2 7 年 6 月 2 9 日	一部改正
平成 3 0 年 1 0 月 1 日	一部改正
令和 4 年 6 月 2 9 日	一部改正

ヤマト・インダストリー株式会社

ヤマト・インダストリー株式会社 定款

第一章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、ヤマト・インダストリー株式会社と称し、英文ではYAMATO INDUSTRY CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営む事を目的とする。

- 1.合成樹脂の製造加工販売
- 2.各種精密機械、医療機械器具並びに電気機器、材料の製造販売
- 3.合成樹脂成型加工機械装置、材料の製造販売
- 4.保温保冷建装工事及び包装梱包運輸機材の製造加工販売並びに賃貸
- 5.一般文具家庭用育児用雑貨の製造加工販売及び貿易業務
- 6.木材プラスチック複合体の製造加工販売
- 7.建設工事の企画、設計、監理及び施工
- 8.ディスプレイに関する展示機器、室内外装飾用品等の企画、設計、製作、販売
- 9.古紙及びパルプの販売並びに輸出入
- 10.健康食品の販売
- 11.損害保険代理業
- 12.古物営業法に基づく古物商
- 13.前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を埼玉県川越市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。

第二章 株式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、2,296 千株とする。

(自己の株式の取得)

第 6 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規程により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式の売渡請求)

第 8 条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当社の単元未満株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利および本定款に定める権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規程による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規程する単元未満株式の売り渡しを請求することができる権利

(株式取扱規則)

第 10 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増しおよび売り渡し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めのあるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(基準日)

第 12 条 当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者として行うことができる。

第三章 株主総会

(招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除いて、取締役会の決議に基づき、あらかじめ取締役会において定めた取締役がこれを招集する。

2. 株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 定款第 15 条（電子提供措置等）の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。

2. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(決議の方法)

第 16 条 当社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第四章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 19 条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 当社の取締役は、16 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 21 条 取締役は、監査等委員会である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠監査等委員)

第 23 条 法令または定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査等委員を選任することができる。

2. 補欠監査等委員の選任決議の定足数は定款第 21 条第 2 項の規定を準用する。

3. 第 1 項により選任された補欠監査等委員が監査等委員に就任した場合の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 補欠の監査等委員の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後最初に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 24 条 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 当社の取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(招集者および議長)

第 25 条 当社の取締役会は、法令に別段の定めある場合のほか、あらかじめ取締役会において定められた取締役が招集し、その議長となる。

(招集通知)

第 26 条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 27 条 当社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果、ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(報酬等)

第 29 条 当社の取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規程により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規程する取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2.当社は、会社法第 427 条第 1 項の規程により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規程する額とする。

第五章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 31 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の権限)

第 32 条 監査等委員会は、法令の定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使することができる。

(監査等委員会の召集通知)

第 33 条 当社の監査等委員会の召集通知は、各監査等委員に対して 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

2.監査等委員全員の同意があるときは、召集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規則)

第 34 条 監査等委員会に関する規則は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第六章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 35 条 当社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第 36 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 37 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2.前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第 38 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

第七章 計算

(事業年度)

第 39 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当)

第 40 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当をする。

2.前項のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対し、剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当金の除斥期間)

第 42 条 当会社の剰余金の配当金（前 2 条の配当金を含む。）は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2.未払の剰余金の配当金（前 2 条の配当金を含む。）は、利息を付けないものとする。